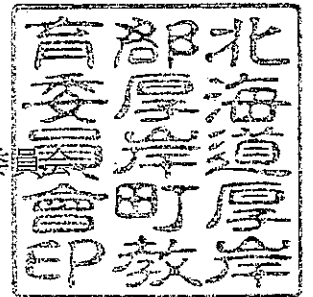


厚岸町教育委員会規則第5号

厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月15日

厚岸町教育委員



厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町学校給食センター管理条例施行規則(平成10年厚岸町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 栄養教諭 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する栄養教諭であって厚岸町立学校に所属する職員のうち、給食センターに兼務を命ぜられた職員

第3条第1項中「学校栄養職員」を「栄養教諭」に改める。

第6条第1項中「(昭和29年文部省告示第90号)」を「(平成21年文部科学省告示第61号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。